

確認検査業務手数料規程
確認検査業務出張費規程

株式会社 サッコウケン

確認検査等業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「株式会社サッコウケン確認検査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、株式会社サッコウケン(以下「SKK」という。)が実施する確認検査等業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(建築物に関する確認申請手数料)

第2条 建築物に関し、業務規程第47条第1項に規定する確認申請手数料の額は、確認申請1件につき、別表第1に掲げるとおりとする。

2 別表第1に掲げる床面積の合計は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める面積について算定する。

(1) 建築物を建築(移転を除く。以下、この項、第3条及び第10条において同じ。)する場合 当該建築に係る部分の床面積

(2) SKKが審査中であつた確認申請を取り下げて概ね同一(構造方法を変更するものを除く。)の計画を再申請して建築物を建築する場合 当該建築に係る部分の床面積の2分の1

(3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該移転、修繕、模様替又は用途変更に係る部分の床面積

3 既存建築物への遡及適用がある等、既存の建築物の部分の審査を要する増築等の確認申請手数料は、当該確認申請における増築等に係る建築物の床面積と当該既存の建築物の床面積の合計の面積とを合計した面積により、別表第1を適用する。

(建築物に関する計画変更確認申請手数料)

第3条 建築物に関し、業務規程第47条第1項に規定する計画変更確認申請手数料の額は、計画変更確認申請1件につき、別表第1に掲げるとおりとする。

2 別表第1に掲げる床面積の合計は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める面積について算定する。

(1) 当該計画変更に係る直前の確認をSKKから受けている場合 当該建築に係る部分の床面積。
ただし、100㎡を超える床面積が増加する部分を含む場合は、当該増加する床面積以外の部分の床面積に対し本号の規定による手数料を算出した額と、当該増加する床面積について第2条第2項の規定を適用して算出した額を合算する。

(2) 前号において、小規模な計画変更と認められるもので構造計算を伴わないものは、床面積の合計が500㎡を超え2,000㎡以内ものは50%、2,000㎡を超えるもの75%までの範囲で減額することができる。

(3) 当該計画変更に係る直前の確認をSKK以外から受けている場合 第2条第2項と同じ

(避難安全検証法等に係る手数料)

第4条 避難安全検証法、耐火・防火区画性能検証法、通常火災終了時間に基づく設計法、特定避難時間に基づく設計法を含む場合においては、当該建築物の対象床面積に応じ、別表第4に掲げる額を第2条又は第3条の規定による額に加算する。

(天空率審査に係る手数料)

第5条 天空率を含む場合においては、別表第5に掲げる額を第2条又は第3条の規定による額に加算する。

(ルート2審査に係る手数料)

第6条 ルート2の審査を要する建築物においては、当該建築物の対象床面積に応じ、別表第6に掲げる額を第2条又は第3条の規定による額に加算する。

2 審査を要する建築物について、2以上の部分がエキスパンションジョイント等により相互に応力を伝えない構

造方法のみで接している建築物の部分は、それぞれ別の建築物として前項を適用する。

(特定天井等審査に係る手数料)

第7条 特定天井等を含む場合においては、別表7に掲げる額を第2条又は第3条の規定による額に加算する。

(構造計算適合性判定図書と確認申請図書の整合性審査に係る手数料)

第8条 構造計算適合性判定図書と確認申請図書の整合性の審査を含む場合においては、構造上の棟数に応じ、別表8に掲げる額を第2条又は第3条の規定による額に加算する。

(建築設備等に関する確認申請等手数料)

第9条 建築設備等に関し、業務規定第47条第1項に規定する確認申請手数料又は計画変更確認申請手数料(以下「確認申請等手数料」という。)は、1基につき、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、直前の確認をS K Kから受けていない計画変更確認申請については、これを確認申請とみなして同表を適用する。

2 S K Kが審査中であった確認申請を取り下げて概ね同一(構造方法を変更するものを除く。)の計画を再申請して建築設備等を設置する場合は、これを計画変更確認申請とみなして別表第2を適用する。

3 法87条の2第1項において準用する昇降機以外の建築設備に関し、業務規定第47条第1項に規定する確認申請手数料の額は別に定める。

(工作物に関する確認申請等手数料)

第10条 令第138条第1項及び第3項(第2号を除く。)に規定する工作物(以下「指定工作物等」という。)に関し、業務規定第47条第1項に規定する確認申請等手数料の額は、1基につき、別表第3に掲げるとおりとする。ただし、直前の確認をS K Kから受けていない計画変更確認申請については、これを確認申請とみなして同表を適用する。

2 S K Kが審査中であった確認申請を取り下げて概ね同一(構造方法を変更するものを除く。)の計画を再申請して指定工作物を設置する場合は、これを計画変更確認申請とみなして別表第3を適用する。

3 令第138条第3項第2号に規定する工作物である自動車車庫に関し、業務規定第47条第1項で定める確認申請手数料額は、第2条に規定する建築物の確認申請に係る手数料を準用するものとし、別表第1において「床面積の合計」とあるのは「築造面積」と読み替えて適用する。

(建築物に関する中間検査手数料)

第11条 建築物に関し、業務規定第47条第1項に規定する中間検査の申請に係る手数料の額は、中間検査申請1件につき、別表第1に掲げるとおりとする。

2 中間検査を工区分けして実施する場合は、当該工区を1件として、別表第1を適用する。

3 別表第1に掲げる床面積の合計は、現地検査の対象となる部分の面積について算定する。

4 当該中間検査に係る直前の確認をS K K以外から受けている場合は、別表第1に定める中間検査手数料の額に同表の確認申請手数料の額を加算する。

(建築物に関する完了検査手数料)

第12条 建築物に関し、業務規定第47条第1項に規定する完了検査の申請に係る手数料の額は、完了検査申請1件につき、別表第1に掲げるとおりとする。

2 別表第1に掲げる床面積の合計は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める面積について算定する。

(1) 建築物を建築する場合 当該建築に係る部分の床面積

(2) 建築物を移転し、その大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積

(3) 当該完了検査に係る直前の仮使用認定通知書の交付をS K Kから受けている場合 検査対象床

面積から仮使用認定部分を除いた床面積

- 3 当該完了検査に係る直前の確認をS K K以外から受けている場合は、別表第1に定める完了検査手数料の額に同表の確認申請手数料の額を加算する。
- 4 申請に係る建築物について、確認を受けた計画を変更したことによる追加説明書の提出があった場合における書類審査の手数料の額は、第3条第2項第1号又は第3号の規定を適用して算出した額とする。
- 5 検査又は追加説明書の審査の結果、再検査を行うこととなる場合に追加する手数料の額は、当該申請に当って算出した手数料の額の2分の1の額とする。

(建築設備等に関する完了検査手数料)

- 第13条 建築設備に関し、業務規程第47条第1項に規定する完了検査の申請に係る手数料の額は、1基につき、別表第2に掲げるとおりとする。
- 2 当該完了検査に係る確認をS K K以外から受けている場合は、別表第2に定める完了検査手数料の額に同表の確認申請手数料の額を加算する。
 - 3 完了検査において、追加説明書の提出があった場合は「計画変更申請手数料」を「追加説明書審査手数料」と読み替えて適用する。
 - 4 再検査を行う場合の手数料の額は、当該申請に当って算出した額の2分の1の額とする。
 - 5 法87条の2第1項において準用する昇降機以外の建築設備に関し、業務規定第47条第1項に規定する完了検査手数料の額は、別に定める。

(工作物に関する完了検査手数料)

- 第14条 指定工作物等に関し、業務規定第47条第1項に規定する完了検査手数料の額は、別表第3に掲げるとおりとする。
- 2 第10条第3項の規定は、令第138条第3項第2号に掲げる工作物である自動車車庫に関し、業務規程第47条第1項に規定する完了検査の申請に係る手数料の額の算定について、準用する。
 - 3 当該完了検査に係る確認をS K K以外から受けている場合は、別表第3に定める完了検査手数料の額に同表の確認申請手数料額を加算する。
 - 4 前条第3項及び第4項の規定は、完了検査において追加説明書の提出があった場合又は再検査を行う場合に準用する。

(仮使用認定に関する手数料)

- 第15条 業務規程第39条第1項に規定する仮使用認定の申請に係る手数料については、以項に定める。
- 2 建築物にあつては、次の各号に定める。
 - (1) 1の申請につき、別表第1に掲げるとおりとする。なお床面積に関しては、仮使用認定に係る建築物の部分の床面積の合計とする。
 - (2) 当該仮使用に係る直前の確認又は直前の中間検査をS K K以外から受けている場合は、別表第1に定める仮使用認定手数料の額に同表の確認申請手数料の額を加算する。
 - 3 昇降機等にあつては、次の各号に定める。
 - (1) 1の申請につき、別表第2に掲げるとおりとする。
 - (2) 当該仮使用に係る確認をS K K以外から受けている場合は、別表第2に定める昇降機等手数料の額に同表の確認申請手数料の額を加算する。

(検査に係る出張費)

- 第16条 中間検査、完了検査又は仮使用認定の現場検査のために確認検査員等の職員が出張する場合は、第11条から前条までの手数料の額に、別表第9に定める出張費を加算する。
- 2 再検査を行うため確認検査員等が出張する場合は、第11条から前条までの規定による額及び前項の規定による額に対し、さらに出張費を追加加算する。

(手数料の減額)

第17条 SKKは、本規程に定める手数料の額を、種々状況を勘定して個別に減額することができる。

附 則

この規程は平成17年6月1日から施行する。

付 則

この規程は平成18年5月19日から施行する。

付 則

この規程は平成19年2月13日から施行する。

付 則

この規程は平成19年8月1日から施行する。

付 則

この規程は平成19年9月10日から施行する。

付 則

この規程は平成20年3月1日から施行する。

付 則

この規程は平成20年11月12日から施行する。

付 則

この規程は平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は平成22年6月1日から施行する。

付 則

この規程は平成22年8月2日から施行する。

付 則

この規程は平成23年5月9日から施行する。

付 則

この規程は平成24年2月20日から施行する。

付 則

この規程は平成25年3月1日から施行する。

付 則

この規程は平成25年5月1日から施行する。

付 則

この規程は平成26年1月1日から施行する。

付 則

この規程は平成26年3月1日から施行する。

付 則

この規程は平成26年4月1日から施行する。

付 則

この規程は平成27年6月1日から施行する。

付 則

この規程は平成27年9月1日から施行する。

付 則

この規程は平成28年11月1日から施行する。

付 則

この規程は平成29年5月1日から施行する。

付 則

この規程は平成29年8月1日から施行する。

付 則

この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は令和 1 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は令和 2 年 5 月 23 日から施行する。

付 則

この規程は令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 確認検査手数料(建築物)

単位:円

床面積の合計	確認特例	確認申請 ※4	計画変更確認申請 ※4		中間検査 ※1	完了検査 ※1~3	仮使用認定 ※1 ※2
			構造計算無し	構造計算有り			
100㎡以内	有	14,000	8,000	15,000	12,000	15,000	55,000
		帯広市11,000				12,000	
	無	32,000	18,000	23,000	35,000	40,000	
		100㎡を超え 200㎡以内	有	22,000	13,000	16,000	15,000
	帯広市17,000	18,000					
	無	53,000	30,000	38,000	45,000	50,000	
		200㎡を超え 300㎡以内	有	30,000	17,000	21,000	19,000
	帯広市23,000	25,000					
	無	70,000	39,000	49,000	50,000	70,000	
		300㎡を超え 500㎡以内	有	50,000	28,000	35,000	40,000
	無	75,000		42,000			
500㎡を超え 1,000㎡以内		150,000	83,000	105,000	100,000	140,000	110,000
1,000㎡を超え 2,000㎡以内		220,000	121,000	154,000	160,000	190,000	150,000
2,000㎡を超え 3,000㎡以内		290,000	160,000	203,000	175,000	225,000	220,000
3,000㎡を超え 4,000㎡以内		340,000	187,000	238,000	185,000	240,000	270,000
4,000㎡を超え 5,000㎡以内		400,000	220,000	280,000	200,000	260,000	300,000
5,000㎡を超え 6,000㎡以内		450,000	248,000	315,000	230,000	285,000	340,000
6,000㎡を超え 8,000㎡以内		490,000	270,000	343,000	250,000	310,000	370,000
8,000㎡を超え 10,000㎡以内		520,000	286,000	364,000	270,000	350,000	400,000

※1 (1) 他の機関で受けた確認の場合は、他に審査手数料が加算されます。

(2) 遠隔地における中間検査・完了検査又は仮使用認定の現場検査には、他に出張費が加算されます。

※2 建築物省エネ法に係る適合義務がある建築物について

1.直前の省エネ適合性判定をサッコウケンから受けている場合、完了検査手数料×20%が加算されます。

2.直前の省エネ適合性判定をサッコウケンから受けていない場合、完了検査手数料×50%が加算されます。

3.一定範囲内の省エネ性能が低下する変更(ルートB)の審査はサッコウケン建築物省エネ法判定手数料×30%が加算されます。

※3 サッコウケンから仮使用認定通知書の交付を受けている場合、仮使用認定部分を除いた床面積となります。

※4 構造計算を行った棟数が2以上の建築物について

1.床面積の合計が500㎡超え 上記の確認申請手数料×20%×(構造計算を行った棟数-1)が加算されます。

2.床面積の合計が500㎡以下 20,000円×(構造計算を行った棟数-1)が加算されます。

別表第2 確認検査手数料(建築設備※1)

単位:円

	確認申請	計画変更確認申請	完了検査 ※2	仮使用認定 ※2
昇降機	20,000	15,000	24,000	24,000
小荷物専用昇降機	10,000	8,000	12,000	12,000

※1 昇降機以外の手数料は、別規程となっています。

※2 (1) 他の機関で受けた確認の場合は、他に審査手数料が加算されます。

(2) 遠隔地における完了検査又は仮使用認定の現場検査には、他に出張費が加算されます。

別表第3 確認検査手数料（指定工作物）

単位：円

	確認申請	計画変更確認申請	完了検査 ※1
4 m以内	20,000	18,000	20,000
4 mを超え1.5 m以内	35,000	30,000	33,000
1.5 mを超える	65,000	60,000	55,000

※1 (1) 他の機関で受けた確認の場合は、他に審査手数料が加算されます。
 (2) 遠隔地における完了検査には、他に出張費が加算されます。

別表第4 避難安全検証法等手数料

単位：円

対象床面積の合計	全館避難安全検証法（階数1）	
	確認申請	計画変更確認申請
2,000 m ² 以内	40,000	20,000

※上記以外は、別途見積になります。

別表第5 天空率審査手数料

単位：円

別表第1 確認申請の手数料×10%

別表第6 ルート2審査手数料（構造計算1件につき）

単位：円

対象床面積の合計	金額
1,000 m ² 以内	110,000
1,000 m ² を超え2,000 m ² 以内	150,000
2,000 m ² を超え10,000 m ² 以内	190,000

別表第7 特定天井等審査手数料

単位：円

別表第1 確認申請の手数料×20%

別表第8 構造計算適合性判定図書と確認申請図書の整合性審査手数料

単位：円

構造上の棟毎	10,000
--------	--------

別表第9 遠隔地出張費

単位：円

検査地区分		日当額	交通費
地域Ⅰ	三笠市、美唄市、由仁町、栗山町、月形町、新篠津村、白老町、安平町、厚真町、占冠村、南富良野町、富良野市、日高町、様似町、えりも町、広尾町、陸別町、白糠町、釧路市（旧音別町）、妹背牛町、秩父別町、士別市、上川町、剣淵町、和寒町	5,500	11,000
地域Ⅱ	砂川市、上砂川町、歌志内市、赤平市、夕張市、奈井江町、浦臼町、新十津川町、雨竜町、余市町、倶知安町、京極町、仁木町、共和町、古平町、積丹町、岩内町、喜茂別町、ニセ町、赤井川村、神恵内村、泊村、留寿都村、真狩村、増毛町、室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町、新ひだか町、浦河町、置戸町、訓子府町、新冠町、平取町、むかわ町	11,000	16,500
地域Ⅲ	北竜町、沼田町、留萌市、小平町、蘭越町、黒松内町、寿都町、島牧村、長万部町	16,500	16,500
上記以外		27,500	27,500

※1 遠隔地以外（札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、小樽市、当別町、南幌町、長沼町、帯広市、音更町、幕別町、芽室町、池田町、清水町、更別村、豊頃町、浦幌町、本別町、中札内村、士幌町、鹿追町、上士幌町、大樹町、足寄町、新得町、苫小牧市、岩見沢市、上富良野町、中富良野町、滝川市、芦別市、深川市、旭川市、鷹栖町、東神楽町、比布町、当麻町、愛別町、東川町、美瑛町、釧路市（旧音別町除く）、釧路町、鶴居村、弟子屈町、標茶町、厚岸町、浜中町、清里町、大空町、美幌町、北見市、津別町、斜里町、小清水町、網走市、中標津町、標津町、別海町、羅臼町、根室市）は、日当、交通費とも無料です。

※2 同じ日に検査の棟数が2件以上の場合は、検査場所が近いものだけに限り交通費のみ1棟分になります。

※3 交通機関等の都合上、当日までに札幌に戻れない場合は宿泊費（10,500円/日）が加算されます。その場合の日当は、2日分で計算します。

※4 天災その他やむを得ない事情により、通常の経路、経済的な方法等により出張したいときは、現に経た経路により計算した交通費等を加算することがあります。

※5 建設性能評価と同時検査の場合は、住宅性能評価業務規程の遠隔地出張費を適用します。